

## 市民会館は集団受付方式

記載方法の説明を受けながら、ご自身で申告書を作成していただきます。  
身体的理由で自書が困難な方は、会場でご相談ください。

### 【確定申告】申告が必要な方

- 給与収入で所得税が差し引かれているが年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年度途中退職者など）
- 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除※注1を受ける方（入院・通院で医療費がかさんだ方など）
- 定められた団体に2,000円を超える寄附をして寄附金控除を受ける方
- 公的年金収入が合計400万円を超える方。または、公的年金収入は合計400万円以下でも、公的年金以外に20万円を超える所得がある方
- 給与所得者で、給与以外に20万円を超える所得がある方
- 平成26年中の給与収入が2,000万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けた方



#### ⚠️ 次に該当する方は、札幌東税務署で申告してください (市民会館や大麻出張所では申告できません)

- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方
- 土地や建物などの不動産の貸し付けで収入のある方
- 土地や建物、株などを売って収入を得た方
- 災害や盗難などで一定の額以上の被害にあった方
- 住宅借入金等特別控除を受ける方



※これらの方々以外でも確定申告の必要な場合があります。

#### ⚠️ 年金400万円以下でも申告が必要な方がいます

公的年金収入が合計400万円以下でそれ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが、次に該当する方は確定申告を行う必要があります。

- 所得税の還付を受ける方 ⇒ 札幌東税務署や市民会館、大麻出張所で申告
- 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方や譲渡所得の特別控除がある方 ⇒ 札幌東税務署で申告（市民会館や大麻出張所では申告できません）

※確定申告の必要がなくても、住民税申告で減額になる場合があります。

### 【住民税の申告】申告が必要な方

確定申告が不要でも、次の方は住民税申告が必要です。

- 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養控除・障害者控除・社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除※注1など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額される場合があります。）
- 公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金以外の所得がある方
- 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方
- 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方

※札幌東税務署では、住民税の申告はできません。



#### ※注1 医療費控除

平成26年中に医療費などを10万円以上（所得が200万円未満の場合は所得の5%以上）支払った場合、超えた分を医療費控除で申告できます。対象となる医療費の詳細は、税務署までお問い合わせください。

なお、医療費の明細書（集計表）は、必ず事前に計算し、来場前に作成しておいてください。作成していない場合、受付をお待ちいただくことがあります。

また、すでに他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額となる場合があります。

#### ⚠️ 医療費控除で医療費は戻りません

医療費控除は医療費が戻る制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。



# 始まりです 税の申告受付

税の申告は、自分の支払う税金の増減に関わる大事な手続きです。

確定申告は札幌東税務署で、住民税の申告は市民会館、市役所大麻出張所2階大麻集会所（以下大麻出張所）で受け付けます。ただし、確定申告の一部は、市民会館、大麻出張所でも受け付けます（5ページの会場と日程の表を参照）。

市民会館の会場は初日から2月中旬まで混み合う傾向で、待ち時間が長くなっており、時間によりお越しくださいます。市民税課市民税係 ☎ 381-1012

〔詳細〕市民税課市民税係 ☎ 381-1012

## 注意

次の申告は  
札幌東税務署へ

市民会館・大麻出張所では  
申告できません

- ① 住宅借入金等特別控除
- ② 給与収入のある方の  
特定支出控除

#### ① 住宅借入金等特別控除

平成26年中に住宅ローンなどを利用して、新築または中古住宅を購入して入居した方、増改築をした方は受けられる場合があります。今年度から市民会館・大麻出張所では申告できなくなりました。必要書類などの詳細は札幌東税務署までお問い合わせください。

#### ② 給与収入のある方の特定支出控除

給与所得控除額の2分の1を超える必要経費のある方でこの控除を受ける場合は確定申告が必要となります。詳細は札幌東税務署までお問い合わせください。

<札幌東税務署 ☎ 897-6111 >

## 確定申告と住民税の申告の受付会場と日程

会場	日程	受付(開場 8:45)	受け付ける申告
江別市民会館 21号室	2月6日(金)～3月16日(月) 2月6日(金)～2月13日(金)の期間は、 税務署員も申告を受け付けています。 土曜日・日曜日・祝日は休みです。	9:00～11:30 13:00～16:00 ※3月16日(月)は 15:00まで	●住民税の申告 ●確定申告の一部 ※給与収入、年金収入などの雑収入、 配当収入のみの収入がある方の 還付申告を受け付け。 ※住宅借入金等特別控除は申告で きません。
市役所大麻出張所 2階大麻集会所	2月3日(火)・2月4日(水) 来場者が多い場合は途中で受付を終了する ことがあります。	9:30～11:00 13:00～16:00	

会場	日程	申告相談時間	受け付ける申告
札幌東税務署 (札幌市厚別区厚別東 4条4丁目 ☎897-6111)	2月2日(月)～3月16日(月) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く (2月22日(日)、3月1日(日)は受け付けます。)	9:00～17:00 ※申告書作成には時間を 要しますので、午後4時 ごろまでに受け付けを。 混雑時は、入場をお断り することがあります。	●確定申告 ※住民税の申告はできません。
札幌広域還付 申告センター (札幌市教育文化会 館3階 札幌市中央区 北1条西13丁目)	1月27日(火)～2月13日(金) 土曜日・日曜日・祝日・文化会館閉館 日(2月9日(月))を除く	9:30～16:00	●還付申告 ※給与収入、年金収入のみの収入 がある方の還付申告を受け付け。

札幌東税務署からのお知らせ

### 申告書作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

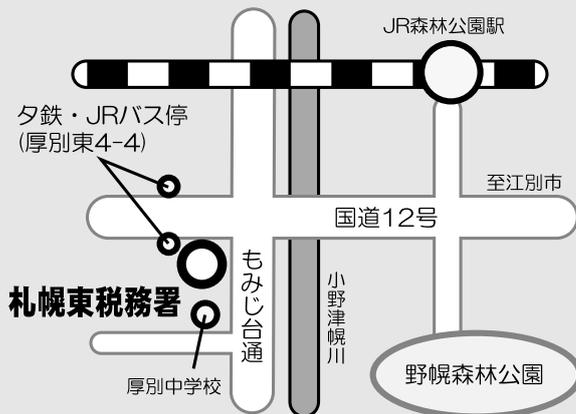
国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、印刷して郵送などにより提出することができます。ぜひご利用ください。国税庁HP = <http://www.nta.go.jp/>

### 納税には便利な振替納税のご利用を

振替納税をご利用の場合、所得税および復興特別所得税は4月20日(月)、消費税および地方消費税は4月23日(木)が口座振替日となります。

### 復興特別所得税の記載漏れにご注意

東日本大震災復興の財源確保のため、平成29年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告をされるすべての方に復興特別所得税の記載が必要(還付申告の方も含む)となりますので記載漏れのないようご注意ください。



駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。



## 申告に必要なもの

### ▶ 共通

- 前年中(平成26年1月～12月)の収入金額、経費などを証明できる書類(源泉徴収票、領収書など、コピー不可)
- 印鑑
- 控除に関する書類
  - 前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種証明書
  - 前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各控除証明書、口座振替済通知書や領収書(国保税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送の予定)
- 申告者名義の預貯金の口座番号(還付申告者のみ)

### ▶ 医療費控除を受ける方

上記①～④のほか、次のとおり。

#### ●医療費の明細書(任意の様式でも可)

事前に病院や薬局などの支払先ごとにまとめて金額を集計

して記入し、領収書も添付してください。なお、生命保険から受けた保険金や高額療養費で補てんされた分は差し引いてください(全体額からではなく、入院などの該当する部分から差し引いてください)。

#### ●6か月以上寝たきりでおむつを使用している場合

- 1年目/領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要
- 2年目以降/領収書および市の介護保険課が発行する「主治医意見書の内容確認書」で可(該当しない場合がありますので、詳しくは介護保険課[☎381-1067]にご確認ください。)

#### ●医療機関への交通費

公共交通機関分(バス、JR、地下鉄など)は医療費の明細書に往復の単価と通院回数、金額を記入してください(領収書不要)。タクシー代については、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。



## 平成27年4月1日から 軽自動車税の税率が改正

平成26年度税制改正により、平成27年4月1日から原動機付自転車などの税率が表1のとおりとなります。なお、表2の車両(表1以外の車両)で、①の税率に

改正されるものは、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものです。

また、表2の②の税率は、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した軽4輪など(電気軽自動車などは除く)に対して、平成28年4月1日から課される、経年重課税率です。

【詳細】市民税課税係 ☎ 381-1012

## 要介護認定を受けている方の障害者控除

障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、65歳以上の要介護認定を受けている方で、基準日(12月31日)において次の要件をすべて満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」(無料)を申告の際に添付することで障害者控除の対象になります。

- 市内に居住する65歳以上の方
- 障害者手帳の交付を受けていない方
- 要支援2および要介護1～5の介護認定を受けている方で、身体や精神の障がいの程度が障がい者と同程度と認められる方

認定書の発行については、市役所西棟1階14番窓口へ。

【詳細】介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067

## 年金差し引きの介護・後期高齢者医療保険料の注意点

「公的年金の源泉徴収票」に記載された保険料の額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は「公的年金の源泉徴収票」に記載された保険料額を記入してください。

【詳細】医療助成課 ☎ 381-1403

## 不動産収入は 固定資産課税明細書のご利用を

札幌東税務署での不動産収入の申告の際は、昨年5月にお送りした「固定資産税・都市計画税納税通知書」に各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書を添付していますので、ご利用ください。

【詳細】資産税課 ☎ 381-1404

区分	種別	税率(円)	
		<現行>	<<改正>>
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
	50cc超～90cc以下	1,200	2,000
	90cc超～125cc以下	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
軽自動車	2輪車(125cc超～250cc以下)	2,400	3,600
	雪上車	2,400	3,600
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,400
	特殊作業用	4,700	5,900
2輪小型自動車		4,000	6,000

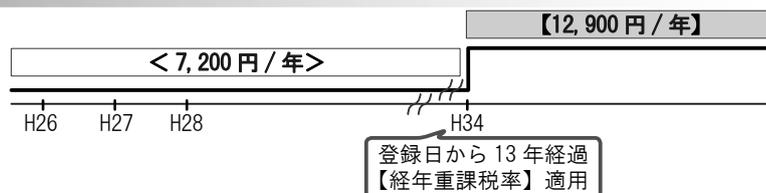
(表2)

区分	税率(円)		
	登録年月日(*)		登録年月日(*)から13年経過【経年重課税率】②
	H27.3.31以前 <現行税率>	H27.4.1以降 <<改正税率>>①	
3輪車(660cc以下)	3,100	3,900	4,600
4輪以上乗用	営業用	5,500	6,900
	自家用	7,200	10,800
4輪以上貨物用	営業用	3,000	3,800
	自家用	4,000	5,000

(\*)登録年月日=初めて車両番号の指定を受けた年月日。

### ▶参考 軽4輪自家用乗用車の税率改正例

#### ①平成20年度登録車を継続して所有する場合(改正税率非適用)



#### ②平成27年度中に新車に買い替える場合(改正税率適用)



※ただし、H27年度賦課基準日(H27.4.1)に、同日付登録車を所有した場合は、H27年度から改正税率適用

#### ③平成27年度中に中古車(平成23年度登録車)に買い替える場合(改正税率非適用)



ご意見  
お待ちしております

# パブリックコメント

策定・見直し作業中の計画などについて、市民の皆さんからの意見を募集します。

## 【共通事項】

### ○募集期間／1月5日(月)～2月4日(水)

○意見の提出方法／所定の様式または任意の様式で募集期間中に住所・氏名を明記し、持参、郵送(必着)、ファクス、Eメールで各提出先へ。電話では受け付けていません。

○その他／お寄せいただいた意見などは、個人を特定せずに市ホームページなどで公開する予定です。なお、意見提出者へ個別に通知はいたしません。

○計画案などの配布場所／担当課窓口、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口、情報図書館、市民会館、各公民館、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター、保健センター、総合社会福祉センター、市ホームページに掲載。

※③は老人憩いの家(上江別、緑町、野幌、大麻)、各地域包括支援センター、江別市いきいきセンターさわまちでも配布します。

※④は、各子育て支援センターでも配布します。

### ① 第3期江別市地域福祉計画(素案)

みんなで相互に支えあって地域福祉を築いていけるよう、地域福祉計画を策定します。

**提出先・詳細** 福祉課地域福祉係 ☎ 067-8674 高砂町6 ☎ 381-1031 FAX 381-1073 Email=fukushi@city.ebetsu.lg.jp

### ② 障がい者支援・えべつ21プラン(第4期)(素案)

障がいのある方が、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活できるよう、障がい者支援・えべつ21プランを策定します。

**提出先・詳細** 福祉課障がい福祉係 ☎ 067-8674 高砂町6 ☎ 381-1031 FAX 381-1073 Email=fukushi@city.ebetsu.lg.jp

### ③ 江別市高齢者総合計画(素案)

高齢者に関する各種保健福祉施策の実施や介護保険制度の円滑な実施に関する計画として、第7期江別市高齢者保健福祉計画・第6期江別市介護保険事業計画を高齢者総合計画として策定します。

**提出先・詳細** 介護保険課 ☎ 067-8674 高砂町6 ☎ 381-1067 FAX 381-1073 Email=kaigo@city.ebetsu.lg.jp

### ④ (仮称) 江別市子ども・子育て支援事業計画(素案)

さまざまな子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。この新制度における事業計画を策定します。

**提出先・詳細** 子育て支援室子育て支援政策担当 ☎ 067-8674 高砂町6 ☎ 381-1108 FAX 381-1070 Email=daihyo.kosodatehien@city.ebetsu.lg.jp

## 一定要件の改修で 固定資産税が減額



住宅の改修工事で①～③のいずれかの要件を満たした場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。平成26年中に完了した工事は、平成27年度分の税額が減額となります。

### ● 減額の対象となる改修工事

#### ① 耐震改修

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、耐震改修工事により現行の耐震基準に適合していることが証明された家屋。

#### ② バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建築された住宅で、65歳以上の方または障がい者などが居住する一定のバリアフリー改修工事をした家屋。

#### ③ 省エネ改修

平成20年1月1日以前に建築された住宅で、窓の改修を含む改修工事が、現行の省エネ基準に適合していることが証明された家屋。

※①～③のいずれも、工事費用が50万円超のものが対象(平成25年3月31日までに契約した工事は30万円以上)  
※②③の減額に関しては、補助金を除く自己負担額

### ● 申込期限…平成27年3月31日(火)

工事完了後、原則3か月以内に、申告書と必要書類を提出してください。対象の工事内容、必要書類および減額適用期間は制度によって異なりますので事前にお問い合わせください。提出後に現地を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

**詳細** 資産税課家屋・償却資産係 ☎ 381-1404

## 子ども・子育て支援新制度の説明会

平成27年4月からスタートするさまざまな子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」の説明会を開催します。対象者は主に就学前の子どもがいる保護者です。会場に直接お越しください。託児希望の方は、1月9日(金)までに電話申込を(先着10名)。

### <日時・会場>

- ① 1月17日(土) 10時30分～12時  
市民会館37号
- ② 1月17日(土) 14時30分～16時  
中央公民館研修室2・3号
- ③ 1月18日(日) 10時30分～12時  
大麻公民館研修室2号



**申込・詳細** 子育て支援室子育て支援政策担当 ☎ 381-1108